事例２）　ある行政機関がある一定要件を満たす者に限って特別に免許した履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、当該免許された者の免許更新等の履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な免許情報（免許の種類）を広く免許というカテゴリーに置き換える。（一般化）

事例３）　小学校の身体検査の情報を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、ある児童の身長が170cmという他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が150cm以上の情報について「150cm以上」という情報に置き換える。（トップコーディング）

（別表１）　行政機関非識別加工情報の加工に係る手法例（※）

手法名	解説
項目削除／レコード削除／セル削除	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の記述等を削除するもの。 例えば、年齢のデータを全ての個人情報から削除すること（項目削除）、特定の個人の情報を全て削除すること（レコード削除）、又は特定の個人の年齢のデータを削除すること（セル削除）。
一般化	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。 例えば、教員免許のデータで「特別免許制度による教員免許」を「教員免許」に置き換えること。
トップ（ボトム）コーディング	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。 例えば、年齢に関するデータで、80歳以上の数値データを「80歳以上」というデータにまとめること。
ミクロアグリゲーション	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。
データ交換（スワップ）	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの。
ノイズ（誤差）付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報ファイルに含ませることとするもの。

（※）　行政機関非識別加工情報の作成に当たっての一般的な加工手法を例示したものであり、その他の手法を用いて適切に加工することを妨げるものではない。

３－３　行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置等（法第44条の15、第44条の16、第51条の３関係）

３－３－１　行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置

法第44条の15

１　行政機関の長は、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第44条の10第１項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

規則第14条

法第44条の15第１項の個人情報保護委員会で定める基準は、次のとおりとする。

⑴　行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること

⑵　行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること

⑶　行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成したときは、行政機関非識別加工情報等（行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）の漏えいを防止するために、規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。

また、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該受託者にも安全確保の措置を準用する。

当該措置の内容は、対象となる行政機関非識別加工情報等が漏えいした場合における復元リスクの大きさを考慮し、当該行政機関非識別加工情報等の量、性質等に応じた内容としなければならないが、具体的に講じなければならない項目及び具体例については、別表２（行政機関非識別加工情報等の安全確保で求められる措置の具体例）を参照のこと。

なお、行政機関非識別加工情報等の一部には保有個人情報に該当するものが含まれることから、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」（平成16年９月14日総務省行政管理局長通知）も踏まえた安全確保の措置を講じる必要がある。

（別表２）　行政機関非識別加工情報等の安全確保で求められる措置の具体例

講じなければならない措置	具体例
①行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任の明確化 （規則第14条第１号）	・行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置を講ずるための組織体制の整備
②行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類の整備及び当該規程類に従った行政機関非識別加工情報等の適切な取扱い 並びに行政機関非識別加工情報等の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施 （規則第14条第２号）	・行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る規程等の整備とこれに従った運用 ・行政機関の職員又は受託業務に従事している者の教育 ・行政機関非識別加工情報等の取扱状況を確認する手段の整備 ・行政機関非識別加工情報等の取扱状況の把握、安全確保の措置の評価、見直し及び改善
③行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置 （規則第14条第３号）	・行政機関非識別加工情報等を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止 ・機器、電子媒体等の盗難等の防止 ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ・削除した情報や加工方法等の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄